

さいたま市立病院だより えがお



Vol.60

院長就任のごあいさつ

院長 朝見 淳規



この度、さいたま市立病院長を拝命しました朝見淳規です。消化器外科、血管外科を専門としてまいりました。血管外科では、動脈が詰まってしまう閉塞性動脈硬化症や、腹部大動脈瘤などに対し人工血管を使用してバイパス手術や置換術を行ってきました。近年では皮膚を切開しない、カテーテルによる血管内治療が大半を占めるようになってきました。私は平成元年に浦和市立病院に赴任し、翌年大学に帰局いたしました。平成6年に再びさいたま市立病院に帰ってまいりました。その後は30年以上、さいたまで消化器外科、血管外科の診療に尽力させていただきました。その間、令和元年12月にはさまざまな最新鋭の機能を揃えた新病院が開院しましたが、同時に新型コロナウイルス感染症のパンデミックがあり、本来の病院機能を制限し、全病院を上げコロナ感染症に対応いたしました。コロナ感染症も収束し、いよいよこの新病院がフルスペックでその力を発揮する時となりました。

さいたま市立病院は、元々は結核療養所としてスタートしましたが、地域完結型の医療を市民に届けるために総合病院化を進め、現在は、救命救急センターを中心とする急性期医療、高度ながん医療、周産期医療を柱として、患者さんのあらゆるニーズに応えられるよう発展を遂げた形となりました。一人でも多くの患者さんにより良い医療サービスを提供できるよう職員とともに尽力して参りますので、どうぞ宜しくお願い致します。

看護師による特定行為を行っています！

看護師による特定行為は、医師の指示に基づいてあらかじめ作成した手順書をもとに、診療の補助として特定の医療行為（特定行為）を実施することです。特定行為を実施するメリットは、常に患者さんのそばにいる看護師が医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、適切な医療を迅速かつタイムリーに提供できることです。また、タスク・シフト/シェアにより医師の業務負担軽減の一助になります。当院では、昨年9月より特定行為を開始し、7か月間で延べ130名の患者さんに特定行為を行いました。看護師による特定行為を詳しくご紹介します！



私たちは「特定看護師」です！

当院では、特定行為を実施する看護師を「特定看護師」と呼んでいます。特定行為が行える看護師は、特定行為研修を修了しており、その研修で学んだ医学的知識・技術を基に、病態の変化や疾患、患者の背景を包括的にアセスメント・判断し、実践するスキルを持っています。

現在は、4階ICU・HCUにそれぞれ1名の特定看護師を配置し、2区分7行為の特定行為を行っています。医師からの指示のもとに、人工呼吸器の設定変更や人工呼吸器を使用している患者さんの鎮静剤の投与量の調整、動脈血採血など専門的な知識や技術を実践しています。実践中は、患者さんの全身状態や呼吸状態また採血データなど様々な角度から判断し、医師と連携しながら安全に特定行為を行っています。



特定看護師は「チーム医療のキーパーソン」です!!

特定行為は、タスク・シフト/シェアの一環でもあり、看護師の専門性を発揮する医療行為です。特定看護師は、日ごろ行っているケアの中で看護の視点だけではなく、医学の視点からも患者の疾患や症状を理解することができます。また、患者さんに一番近い存在であるからこそ、患者さんにとっての最適なタイミングで医療行為を行うことができます。そのような立場から、患者さん・家族・医師・看護師・薬剤師等の多職種をつなぎ、「治療」と「生活」の両面から支援できる「チーム医療のキーパーソン」としての役割を担っています。

また、特定看護師は特定行為の実践の中で、病棟の看護師と患者さんの状態について共に考えることにより、教育的な役割も担っています。これらの特定看護師の様々な活動は、より良いチームとなる環境づくりの貢献に繋がっています。当院の特定行為は始まったばかりですが、特定看護師を増やし、活躍の場を広げ、より安全かつタイムリーな医療の提供に努めていきます。

看護師特定行為研修がスタートしました!

今年度より、当院での看護師特定行為研修を開始しました。受講できる区分は「呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連」「動脈血液ガス分析関連」「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」「循環動態に係る薬剤投与関連」です。今年度は4名の受講生が学習しています。専門性の高い医師や看護師を講師に迎え、1年間のプログラムを通して高度な知識とスキルを磨き、実践的なトレーニングを行っていきます。当院は、医療の未来を担う看護師たちの成長を支え、より良い医療環境を築くため、研修の充実に力を注いでまいります。



e-ラーニングを
活用して講義を
受けています



令和7年2月7日付けで、

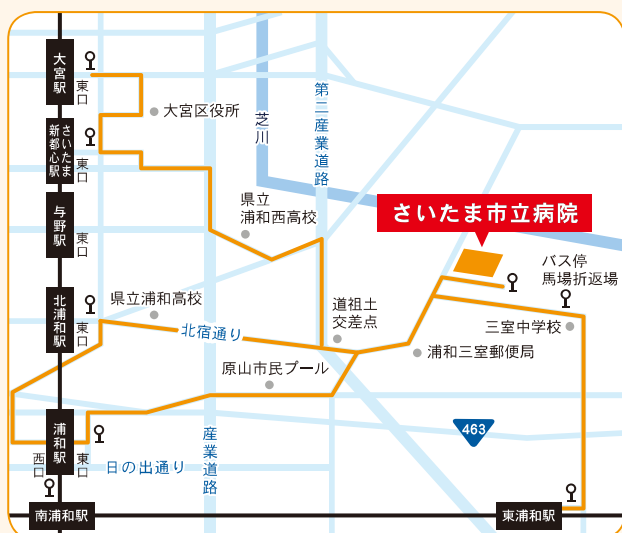
病院機能評価(機能種別版評価項目3rdG:Ver.3.0)の更新認定

を受けました。



病院機能評価認定とは、医療の質や安全性に対し、公益財団法人日本医療機能評価機構が、第三者の立場で評価・分析し、一定水準以上に達していると認めた医療機関に対してのみ与えられる認定資格で、5年ごとの更新が必要ですが、当院は5回目の認定をいただくことができました。

今回の更新認定を励みに、今後も良質な医療サービスを皆様に提供すべく、努力してまいります。



さいたま市立病院
住所 : さいたま市緑区三室2460
電話 : 048-873-4111
ホームページ : <https://www.city.saitama.lg.jp/hospital/index.html>

令和7年7月発行 発行者: さいたま市立病院 院長 朝見 淳規

※この印刷物は900部制作し、1部あたりの印刷経費は約47円です。

アクセス

- JR「北浦和駅」から
東口 東武バス「さいたま市立病院」行き 終点下車 (約15分)
- JR「浦和駅」から
東口 国際興業バス「南台」行き「市立病院」下車 (約20分)
西口 東武バス「さいたま市立病院」行き 終点下車 (約25分)
- JR「さいたま新都心駅」から
東口 東武バス「さいたま市立病院」行き 終点下車 (約30分)
- JR「東浦和駅」から
国際興業バス「馬場折返場」行き 終点下車 (約15分)、
下車徒歩5分
国際興業バス「市立病院」行き 終点下車 (約20分)
- JR「大宮駅」から
東口 東武バス「さいたま市立病院」行き 終点下車 (約40分)

